

行政手続法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十三号

行政手続法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第七十条第一項（同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百零七条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の下に「及び第三項」を加え、「第九十二条第二項」を「並びに第九十二条第二項」に改め、同項第四号中「第七条第三項」を「第七条第二項第二号及び第三号並びに第三項」に改め、同項第六号中「同項の政令に係る部分に限る。」及び「第四十四条」を削り、同項第九号中「第十三条第一項及び第三項」の下に「第十八条第三項」を加え、同項第十二号中「及び第三項第二号」を「第三項第二号及び第四項第二号」に改める。

附則

この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第四条第一項第十二号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

総務大臣 高市 早苗  
内閣総理大臣 安倍 晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百四十四号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第四十号、別表第一第七十五号及び別表第四第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）  
第一条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を第百二十二号とし、第八十四号から第百三十三号までを八号ずつ繰り下げ、第八十三号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。  
九十一 N—メチル—（チオフェン—ニール）プロパン—ニアミン及びその塩類  
第一条中第八十二号を第八十九号とし、第八十一号を第八十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十八 メチル—（シクロヘキシルメチル）—H—インドール—三—カルボキサミド—三—ジメチルブタノアールト及びその塩類  
第一条中第八十号を第八十六号とし、第七十九号を第八十五号とし、第七十八号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十四—二—（メチルアミノ）—フェニルペンタン—オン及びその塩類  
第一条中第七十七号を第八十二号とし、第六十六号から第七十六号までを五号ずつ繰り下げ、第六十五号を第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十—N—（フェネチルペリジ—四—イル）—N—フェニルブタンアミド及びその塩類  
第一条中第六十四号を第六十八号とし、第六十三号を第六十七号とし、第六十二号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六—二—フェニル—（ピペリジン—ニール）酢酸エチルエステル及びその塩類  
第一条中第六十一号を第六十四号とし、第二十六号から第六十号までを三号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八—三—四—ジクロロ—N—（ジメチルアミノ）シクロヘキシル—N—メチルベンズアミド及びその塩類  
第一条中第二十四号を第二十六号とし、第六号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七—二—（エチルアミノ）—（四—メチルフェニル）プロパン—オン及びその塩類  
第一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二—N—（アダマンタン—ニール）—（五—フルオロベンチル）—H—インダゾール—三—カルボキサミド及びその塩類  
第四条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九—一—フェネチルペリジ—四—オン及びその塩類  
第四条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二—四—ア—ニリ—フェネチルペリジン及びその塩類  
（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第二条 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。  
九—一—フェネチルペリジン—四—オン及びその塩類

第一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 四一アニリノールフェネチルピペリジン及びその塩類  
第四条第十号中「前条第八号」を「前条第九号」に改める。

附則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 晋三

条

約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年七月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

条約第二十六号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約  
日本国及びスロベニア共和国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、  
次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。  
2 この条約の適用上、いずれか一方の締約国の租税に関する法令の下において全面的に若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利をいかなる態様においても制限するものと解してはならない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税（財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む）は、所得に対する租税とされる。  
3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。  
（a） スロベニアにおいては、  
（i） 法人の所得に対する租税  
（ii） 個人の所得に対する租税  
（以下「スロベニアの租税」という。）  
（b） 日本国においては、  
（i） 所得税  
（ii） 法人税  
（iii） 復興特別所得税  
（iv） 地方法人税  
（v） 住民税  
（以下「日本国の租税」という。）

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、  
（a） 「スロベニア」とは、スロベニア共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、スロベニアの領域並びにスロベニアが国内法令及び国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使することができる海域をいう。  
（b） 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む）をいう。  
（c） 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はスロベニアをいう。  
（d） 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。  
（e） 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。  
（f） 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。  
（g） 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。  
（h） 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く）をいう。  
（i） 「権限のある当局」とは、次の者をいう。  
（i） スロベニアにおいては、財務省又は権限を与えられたその代理者  
（ii） 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者  
（j） 一方の締約国については、「国民」とは、次の者をいう。  
（i） 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人  
（ii） 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体  
「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。